

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">指定設備の認定要領について</p> <p style="text-align: center;">制定 平成09・03・31立局第43号 平成 9年 4月 1日 <u>廃止・制定 20161025商局第3号 平成28年11月 1日</u></p> <p>1. 認定の申請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定の申請者は、<u>冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号。以下「冷凍則」という。）</u>第56条第1項の様式41の指定設備認定申請書正本1通・副本1通及び次に掲げる基準に従って作成した冷凍則第56条第1項各号に掲げる書類を添付し、<u>経済産業大臣</u>、<u>高圧ガス保安協会</u>又は<u>指定設備認定機関</u>（以下「指定設備認定機関等」という。）に提出するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p><u>(i)・(ii)</u> (略)</p> <p>② (略)</p> <p><u>(i)・(ii)</u> (略)</p> <p>③ (略)</p> <p><u>(i)・(ii)</u> (略)</p> <p>④・⑤ (略)</p> <p>2. 認定の審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 審査は、<u>冷凍則第57条の規定に基づき、次の各項目について、別紙「認定審査表」に掲げる審査方法及び判定基準に従って行うものとする。また、審査は書類審査及び必要に応じて現地調査により行うものとする。</u></p> <p>① (略)</p> <p><u>(i)～(v)</u> (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p><u>i)・ii)</u> (略)</p> <p>⑥～⑫ (略)</p> <p>⑬自動制御装置の設置</p> <p>自動制御装置が有しなければならない機能は、以下の機能のうち当該設備ごとに必要な機能とする。</p> <p><u>(i)～(viii)</u> (略)</p> <p><u>(ix) 冷凍設備設置室内の機械通風装置停止時の連動停止機能</u></p> <p><u>(x)</u> (略)</p>	<p style="text-align: center;">指定設備の認定要領について</p> <p style="text-align: center;">制定 平成09・03・31立局第42号 平成 9年 4月 1日</p> <p>1. 認定の申請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定の申請者は、<u>冷凍保安規則（以下「冷凍則」という。）</u>第56条第1項の様式41の指定設備認定申請書正本1通・副本1通及び次に掲げる基準に従って作成した冷凍則第56条第1項各号に掲げる書類を添付し、<u>通商産業大臣</u>、<u>高圧ガス保安協会</u>又は<u>指定設備認定機関</u>（以下「指定設備認定機関等」という。）に提出するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p><u>1)・2)</u> (略)</p> <p>② (略)</p> <p><u>1)・2)</u> (略)</p> <p>③ (略)</p> <p><u>1)・2)</u> (略)</p> <p>④・⑤ (略)</p> <p>2. 認定の審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 審査は、<u>冷凍則第57条の規定に基づき、次の各項目について、別紙「認定審査表」に掲げる審査方法及び判定基準に従って行うものとする。また、審査は書類審査及び必要に応じて現地調査により行うものとする。</u></p> <p>① (略)</p> <p><u>1)～5)</u> (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p><u>1)・2)</u> (略)</p> <p>⑥～⑫ (略)</p> <p>⑬自動制御装置の設置</p> <p>自動制御装置が有しなければならない機能は、以下の機能のうち当該設備ごとに必要な機能とする。</p> <p><u>1)～8)</u> (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>9)</u> (略)</p>

⑭ (略)

3. (略)

別紙 認定審査表

審査項目	審査方法	判定基準	項目ごとの評価		特記事項
1～3 (略)					
4 <u>気密試験、耐圧試験</u>	4 <u>気密試験、耐圧試験</u> を実施する。	4 冷媒設備を構成する圧縮機、圧力容器等の <u>気密試験、耐圧試験</u> 及び配管、弁等を組み立てて行う気密試験に合格するものであること。			
5～12 (略)	(略)	(略)			
1.3 自動制御装置の設置 13.1～13.8 (略)					
13.9 <u>冷凍設備設置室内の機械通風装置停止時の連動停止機能</u>	13.9 <u>冷凍設備設置室内の機械通風装置停止時の連動停止機能を有する装置の設置を図面又は目視により確認する。</u> また、 <u>連動停止機能</u> を <u>検査記録により確認する。</u>	13.9 <u>冷凍設備設置室内の機械通風装置が停止したとき、冷凍設備の運転が連動して停止することのできる適切な機能を有する装置が設置されていること。</u>			
13.10 (略)					
1.4 (略)					

⑭ (略)

3. (略)

審査項目	審査方法	判定基準	項目ごとの評価		特記事項
1～3 (略)	(略)	(略)			
4 <u>耐圧試験、気密試験</u>	4 <u>耐圧試験、気密試験</u> を実施する。	4 冷媒設備を構成する圧縮機、圧力容器等の <u>耐圧試験、気密試験</u> 及び配管、弁等を組み立てて行う気密試験に合格するものであること。			
5～12 (略)	(略)	(略)			
1.3 自動制御装置の設置 13.1～13.8 (略)	(略)	(略)			
(新設)	(新設)	(新設)			
13.9 (略)	(略)	(略)			
1.4 (略)	(略)	(略)			